

○かのやで暮らす移住応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿屋市への移住・定住の促進を図るため、予算の範囲内においてかのやで暮らす移住応援金（以下「移住応援金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象企業 市内に事業所を有し、鹿児島県就職情報提供サイト「かごJob」に登録した事業者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) テレワーク就業 企業に正規雇用されている者が、当該企業における1か月の勤務時間のうち過半以上を当該企業に出勤しないで勤務することをいう。

(補助対象者)

第3条 移住応援金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次項の要件を満たし、第3項から第6項までのいずれかに該当するものとする。この場合において、2人以上の世帯の申請をする場合にあつては、第7項の要件を満たすものとする。

2 移住等に関する要件として、次の各号の全てに該当すること。

- (1) 住民票を鹿屋市へ移す直前の住所（以下「移住元」という。）が、連続して3年以上鹿児島県外にあること。
- (2) 移住応援金の申請日から5年以上、継続して鹿屋市に居住する意思を有していること。
- (3) 令和7年4月1日以降に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき鹿屋市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を鹿屋市に置くこと（以下「転入」という。）。
- (4) 移住応援金の申請時において、転入後1年以内であること。ただし、次項第3号に該当する場合は研修修了後から1年以内とする。
- (5) 日本人であること又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (6) わくわくかごしま移住促進事業実施要領（令和元年10月3日鹿児島県制定）の要件に該当していないこと。

- (7) 過去にこの要綱に基づく交付決定を受け、又は返還請求を受けていないこと。
 - (8) 鹿屋市税の滞納がないこと。
 - (9) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (10) その他鹿屋市が移住応援金の補助対象者として不適当と認めた者でないこと。
- 3 就業に関する要件として、次に掲げるいずれかに該当すること。
- (1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象企業に就業し、申請時において連続して3月以上在職し、移住応援金の申請日から1年以上、継続して勤務する意思を有している者
 - (2) 地域交通を担うバス運転手、タクシー運転手に従事する者
 - (3) 鹿児島県内の地方公共団体が認める者の実施する農林水産業に係る長期研修を受講するために移住し、長期研修後に鹿屋市内で農林水産業に就業している者
 - (4) テレワーク就業をしている者
- 4 起業に関する要件として、次の各号の要件に全て該当すること。
- (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく本市の創業支援事業を活用して起業した者
 - (2) 移住応援金の申請日から起算して5年以上、当該事業を継続する意思を有している者
- 5 本市に転入した後、小規模企業者の事業承継をした者であって、次の各号の要件に全て該当するもの
- (1) 個人事業、株式会社、合同会社等の事業を承継し、その代表者となった者
 - (2) 移住応援金の申請日から起算して5年以上、当該承継した事業を継続する意思を有している者
- 6 本市に転入した後、就農した者であって、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けた者。ただし、移住応援金の申請日から起算して5年以上、当該認定を受けた計画に記載している事業を継続する意思を有している者
- 7 2人以上の世帯に関する要件として、次に掲げる要件に全て該当すること。
- (1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - (2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - (3) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、第2項第3号から第10号までに該当すること。
- 8 第2項から前項までの規定にかかわらず、次に掲げる場合は補助対象としない。
- (1) 鹿屋市への転入が転勤、出向、出張、研修等による一時的な勤務地の変更である場合

- (2) 官公庁、公立学校その他公的機関への就業である場合
(移住応援金の額等)

第4条 移住応援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 2人以上の世帯 1世帯当たり20万円
(2) 単身世帯 10万円

2 前項第1号に規定する世帯に18歳未満（申請日が属する年度の4月1日前において18歳未満であるもの。以下同じ。）の世帯員がいる場合は、18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算するものとする。この場合において、移住応援金の合計が100万円を超える場合は、100万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 移住応援金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、かのやで暮らす移住応援金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（別記第2号様式）
(2) 写真付き身分証の写し
(3) 申請者及びその世帯員が3年以上鹿児島県外に居住していたことが分かるもの
(4) 申請者が外国人である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するものの写し
(5) 申請者が第3条第3項の就業に関する要件を満たす者である場合は、就業証明書（別記第3号様式）
(6) 申請者が第3条第3項第2号に該当する場合はそれを証する書類の写し
(7) 申請者が第3条第4項の起業に関する要件を満たす者である場合は、公的証明書又はその写し（市が発行する認定特定創業支援等事業の証明書、登記事項証明書、開業届等）
(8) 申請者が第3条第5項の事業承継に関する要件を満たす者である場合は、公的証明書又はその写し（登記事項証明書、開業届、事業譲渡契約書等）
(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住応援金を交付することが適当と認めるときは、必要な条件を付してかのやで暮らす移住応援金交付決定及び交付確定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、移住応援金を交付しないことが適当であると認めた場合又は予算上の理由等により当該年度における移住応援金の交付ができない場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(移住応援金の請求)

第7条 前条第1項の規定により交付決定を受けた申請者が移住応援金の交付を受けようとするときは、かのやで暮らす移住応援金交付請求書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付確定通知書の再交付)

第8条 申請者が移住応援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定及び交付確定通知書の再交付を必要とするときは、かのやで暮らす移住応援金交付決定及び交付確定通知書再交付申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、かのやで暮らす移住応援金交付決定及び交付確定通知書を再発行することが適当と認めたときは、かのやで暮らす移住応援金交付決定及び交付確定通知書の標題右余白に朱書きで「再発行」と記載し、再発行するものとする。

(報告及び立入検査)

第9条 市長は、本要綱に定める事項が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、報告及び立入検査を求めることができる。

(移住応援金の返還)

第10条 市長は、移住応援金の交付を受けた者が次の各号に応じて掲げる要件に該当する場合、移住応援金の全額又は半額の返還を命じることができる。ただし、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めるときは、移住応援金の返還を免除することができる。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 前条の規定による報告又は立入調査を正当な理由なく拒んだ場合

ウ 移住応援金を申請した日から3年以内の間に本市から転出した場合

エ 移住応援金を申請した日から1年以内の間に離職（第3条第3項第1号に規定する就職をした者に限る。）した場合

(2) 半額の返還

ア 移住応援金を申請した日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。